



2013年（平成25年）7月19日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子文化プラザホール指定管理者候補選定委員会
委員長 永山 恵一

逗子文化プラザホール指定管理者候補の選定について（答申）

平成25年5月8日付け、諮問第11号により諮問のありました標記の件について、当逗子文化プラザホール指定管理者候補選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、申請団体から提出された書類の審査及び公開ヒアリング（プレゼンテーション）を実施した結果、次のとおり答申いたします。

記

1 選定結果

次のとおり逗子文化プラザホール指定管理者候補を選定する。

(1) 最優先交渉権者

| | |
|------------|-------------------------|
| 団体の名称 | 逗子文化プラザパートナーズ |
| 代表構成団体の名称 | 株式会社JTBコミュニケーションズ |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 坂本 典幸 |
| 代表構成団体の所在地 | 東京都品川区上大崎2-24-9アイケイビル3F |

(2) 第二位優先交渉権者

| | |
|------------|---------------------------------|
| 団体の名称 | パブリックサービス・神奈川共立・野村ビルマネジメント共同事業体 |
| 代表構成団体の名称 | 株式会社パブリックサービス |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 横山 祐夫 |
| 代表構成団体の所在地 | 神奈川県逗子市池子4-948 |

2 総評

今回の公募には、24団体が説明会に参加され、応募届出書の提出7団体、6団体から指定申請書及び提案書の提出があり、高い関心が寄せられ、多くの競争参加者を得たといえる。このことは、逗子文化プラザホールが、直営館として一定の評価を得ていたことの証左ともいえよう。短期間に多くの書類を作成し、提案書を提出いただいた6団体に対しては御礼を申し上げる次第である。選定委員会としても、応募者の作成努力に応えるべく、慎重かつ丁寧に、的確な審査を行う努力をしてきた。

全体を通じての印象として、3点を指摘しておきたい。第1点は、逗子の文化、市民の文化行動、都市特性などにより一層の分析と把握に基づく提案が望まれたこと。第2点は、なぜ逗子で取り組むのか、なぜ行うことが必要なのか、「なぜ」に応える必要があること。第3点に、様々な付加的提案も大事であるが、根幹となる業務について、実行可能性のあるしっかりとした設計を行って提案されるべきであること。これらは基本的なことであるがあえて記しておきたい。書類審査において6団体のうち4団体が募集要項に規定された基準点に達することができずに落選となったことは大変残念であった。

公開ヒアリング（プレゼンテーション）審査に進んだ2団体はそれぞれに一定の安定感のある提案であった。両者とも基本的な業務遂行能力と業務に対する高い意欲を持たれていたが、最終的には、上記に示した3点から提案書全体を再精査し、総合的に勝っていた逗子文化プラザパートナーズを最優先交渉権者とすることに委員全員が一致した。

ただし、評価点数からもわかるように決して高い評価点を獲得できているわけではない。課題もあるが、施設を管理運営し、多様な現実問題に的確に対応していく能力は高いものと判断している。選定委員会として、審査講評に加え、要望を記載することとしたのもこのような経緯からである。

3 選定経過及び選定理由

(1) 応募状況

《五十音順》

| 応募団体名 | 備考 |
|-------------------------------------|------------|
| アクティオ・テルウェル共同事業体 | |
| 京急・NTT-F共同企業体 | |
| 株式会社ケイミックス | |
| 逗子アートウィンド運営企業体 | 6月24日応募取下げ |
| 逗子文化プラザ運営共同事業体 | |
| 逗子文化プラザパートナーズ | |
| パブリックサービス・神奈川共立・野村ビルマネジメント 共同事業体 | |

(2) 一次審査：書類審査

平成 25 年 7 月 12 日、申請のあった 6 団体の提案書について、求める採点基準に達しているかどうかの審査を実施し、総得点 600 点（150 点×委員 4 人）中、6 割（360 点）に満たない 4 団体を落選とし、2 団体を公開ヒアリング対象と決定した。

《申請書受付順》

| No. | 採点 600 点満点 | 審査結果 | 講評 |
|-----|---------------|------------|--|
| 1 | 372 | 公開ヒアリング 対象 | — |
| 2 | 324 | 落選 | 地域貢献的発想や応募者の企業特性を活かしたユニークな提案があった。しかし、開館時間中の人員配置などに見られるように、基本的な部分で基準に沿わない、疑問のある提案が散見された。逗子の特性を踏まえ、本施設に相応しい提案となるように、一層の熟考、精査が求められた。 |
| 3 | 321 | 落選 | 施設運営を運営組織の中だけに留めるのではなく、多様な連携やネットワークにより広がりのある体制を構築しようとしている。しかしそのことが責任体制や具体的業務の流れをあいまいにしてしまったといえる。もっと「なぜ逗子で」や基本的な課題への説明力の高い提案を期待された。 |
| 4 | 334 | 落選 | 複合施設の管理運営の経験も豊かで総合力ある企業として、効率性の高い業務体制を提案し、多彩な施設運営経験を垣間見せる部分もあった。しかし逗子の特性への切込みやホール基幹的業務の体制の不備など、当該施設の提案書としての熟度をより高めていくことが期待された。 |
| 5 | 371 | 公開ヒアリング 対象 | — |
| 6 | 338 | 落選 | まちへの関わりや市民の多様な接点づくりに特徴のある提案となっていた。しかし、一貫した方向性が見えず、散漫なものとなっており、ホール運営体制など基盤的な部分にも疑問が残るものであった。全体に論旨の整合性、熟度を高めた提案が期待された。 |

(3) 二次審査：公開ヒアリング（プレゼンテーション）

平成 25 年 7 月 19 日、書類審査において総得点の 6 割以上を取得した 2 団体について、各団体からの提案説明（15 分）の後、委員からの質疑応答（30 分）を実施し、総合的評価を行った結果は次のとおりである。

ア 採点結果

| 項目 | 配点 | パブリックサービス・神奈川 共立・野村ビルマネジメント 共同事業体 | 逗子文化プラザ パートナーズ |
|---|-----|---|-------------------|
| 1 逗子文化プラザホールの運営上の基本方針 | 40 | 25 | 26 |
| 2 逗子文化プラザホールの自主文化事業を行っていく上での方針 自主文化事業計画案 | 100 | 55 | 62 |
| 3 逗子文化プラザホールの運営業務への取組み | 120 | 77 | 74 |
| 4 広報活動への取組み | 20 | 11 | 14 |
| 5 逗子文化プラザ及び逗子文化プラザホールの管理業務への取組み | 80 | 47 | 52 |
| 6 市民協働への取組み | 60 | 40 | 41 |
| 7 目標設定と自己評価の考え方 | 40 | 25 | 27 |
| 8 収支予算書及び実績 | 80 | 44 | 47 |
| 9 自由提案 | 60 | 38 | 39 |
| 合 計 | 600 | 362 | 382 |

イ 講評

(第二位優先交渉権者)

申請者名：パブリックサービス・神奈川共立・野村ビルマネジメント共同事業体

指定管理業務に携わる館長や芸術家であるアドバイザー、運営に携わる主要人材が明確に示され、その人的体制を前提に、特徴ある事業運営の仕組みの提案、ホール運営の経験を踏まえた細やかな具体的提案などがなされた提案書であった。携わる人材の「顔」が見え、直ちにでも調整に入ることのできる運営体制は、全体としての安心感、安定感のある提案となっている。例えば、利用料金の割引制度に見られるように、利用者視点に立ちつつ施設の効率的運営にも資する割引制度の具体的提案など、経験のある人材によるポイントを押さえた提案が見られた。また、逗子文化プラザ全体の維持管理についても、適切な現状把握と対応能力を備えていると考えられた。

しかしながら、「顔」が見え、体制が明確であること、経験値が豊かな人材を有することが、提案書としての詰めを甘くしてしまったのではないかと思われた。経験値からわかることであっても、しっかりとした計画として組み上げて欲しかったと考える。委員会としては、指定管理者としての業務遂行能力や業務に対する熱意と意欲は十分に有すると判断をし、第二位優先交渉権者とした。

審査過程で議論になった点のうち、交渉権者となった場合に特に再精査をしてほしい点、3点を掲げることとした。

1. 事業

中核となる提案のひとつであるレジデンスオーケストラの結成、レジデンスアーティストの仕組みの導入といった個性ある事業及び運営の仕組みが提案されたが、例えばプロフェッショナルなレジデンスオーケストラはチェンバーオーケストラとしても、結成と維持運営への負荷は軽微ではないはずである。その点が十分収支計画や運営体制に反映されているようには判断できなかった。また基本としてなぜ逗子文化プラザホールにレジデンスオーケストラが必要なのか説明力が不足していた。特徴ある提案を活かすのであれば、例えばレジデンスの意義、その活動の広がり、市民や都市への波及効果など、もっと説得力ある説明が主張されるべきではなかつたのかと思われる。その点の再検証を求めたい。

2. 運営・市民協働

専門人材による運営体制とともに、市民ボランティア等市民の力を組織の中に入れていこうという意欲は十分に理解されるが、どのような仕組みでボランティアを組織力として活かしていくのか、育成の仕組みや運用の仕組みなど意欲を現実にしていく部分での提案が弱かった。市民協働を進めていく具体的なプログラム、体制について再検討されることを期待したい。

3. 目標設定・評価

文化芸術活動を数値目標で判断するのが不適切なことは十分理解するが、定性的な目標設定とそれに基づく評価だけでは、指定管理者の業務評価としては不十分であると判断される。適切な指標を設定し、その達成を評価していくことを伴うことのほうが、むしろ定性的な部分を際立たせるのではなかろうか。これらの点については再検証を求めたい。

(最優先交渉権者)

申請者名：逗子文化プラザパートナーズ

逗子文化プラザホール及び逗子文化プラザ、さらに地域としての逗子市についてよく調査され、相當に練られた提案書であった。市民に支えられてきた文化プラザホールの経緯への理解、逗子小学校を含む複合施設の管理運営に携わる業務の認識、実際にまちを歩き、観察し、関係者と意見交換をするなど、逗子を理解しようとする姿勢や業務に対する意欲、行動力、経験に裏付けられた専門性を有することが伝わる提案であった。

特に、現在ホールに来ていない市民へのインタビューなどホールに足を運んだことのない市民を引き付ける取り組み、市民ライターによる情報発信、多様なボランティア育成と参画の仕組み、施設を核とした地元商工会との連携の仕組みなど、文化事業、広報、市民参画、評価と改善、まちへの波及効果など、文化施設の抱える課題に応える提案が盛り込まれている点が評価された。指定管理業務を担う構成企業についても実績、経験が豊かで、安定感があり、代表企業の責任を明確にするなど、安心感を持てるものである。

全体として優れた提案であり、その実行可能性も高いということから審査員全員一致で最優先交渉権者とした。しかしながら、審査の過程で大きな議論となり、最優先交渉権者であるが、委員会として提案者に検討を求めたい点として以下6点を掲げることとした。

1. 運営体制

本社の優れたバックアップ体制があることは評価されるが、地域密着型で、市民協働を基本とする逗子文化プラザホールは、現場の組織の権限、そこで働く職員体制が重要であると考える。応募者という段階では、本社が責任を持ち推進することは当然であるが、指定管理者となった場合には、現場に権限があり、本社はサポートであることを明確にした運営体制を構築されたい。

2. 主要人材

提案書では館長候補者が特定されているように受け取れたが、具体的な言及はなかった。人事案件であり明確にできない点は了解されるが、指定管理者として決定した場合には速やかに明確にされることを求めたい。また事業担当責任者は現場で重要な役割を果たすものであり、十分な経験と専門性を求めたい。現場に配置する人材について、職に応じた能力を有し、運営方針に沿った適切な人材が指定期間を通じて配置されることを求めたい。

3. 引き継ぎ

直営から指定管理への移行を着実に進め、円滑に指定管理者による管理運営につなげていくためには、現場の運営人材の「顔」を明確にし、市民、文化団体、行政等との関係性を築いていくことが重要である。上記の主要人材の明確化とともに、できるだけ早期に現場との接点をつくり、その頻度を密にしていくことを求めたい。

4. 市民協働の仕組み

多様なボランティアや市民参画の仕組みを計画されていることは評価される。しかし、それぞれに研修による育成、参画の仕組みの定着など、育てるのに時間と労力を必要とするものも多い。どのようなプログラム、推進運営体制を持って進めていくのか、導入計画を構築して欲しい。

5. 利用料金

利用料金の割引制度や工夫の提案については、検討課題のみが示され、具体的な内容が無かった。利用料金は指定管理者の経営に直接に関わるだけでなく、市民・利用者にとって受益者負担であり、大きな関心を持つものである。実現可能で具体的な内容を明確にされ、実施時期等、行政との協議を進められたい。

6. 事業

既存の継続事業を尊重し、既存の体系を活かしていくことは適切な判断であるが、今後の逗子文化プラザホールのあり方に照らして、事業のバランス、重点の置き方をより精査していくことが必要であろうと考える。量的に増やすだけでなく、真に主体的な事業として取り組むべき部分を明確にすべきである。鑑賞・普及・創造・市民協働の各事業のコンセプトを明確化し、洗練させていってほしい。また、近年、文化芸術の持つ力を様々な社会問題の解決に活かすことができる事が注目されており、子育て、教育、福祉などとの連携が進められている。それらの視点をも含め、逗子文化プラザホールで真に行うことが必要な事業の構築に努めてもらいたい。

逗子市民に支えられ、地域に根ざした「公共財」としての逗子文化プラザホールの可能性を、市民とともに高め、広げていく指定管理者となっていくことを期待したい。行政担当部署、関連施設、機関等との連携を密にして取り組んでいただきたい。

4 募集及び選定委員会の開催状況等

| 月 日 | 内 容 |
|---------------|--|
| 5月 8日 | 選定委員会（第1回） ・委員の委嘱 ・正副委員長の選出 ・採点基準・審査方法等について検討 |
| 5月 13日 | 募集の告示 公募説明会及び施設見学会 *24団体参加 |
| 5月 14日～5月 20日 | 募集要項等に関する質問の受付 |
| 6月 3日 | 募集要項等に関する質問の回答 |
| 5月 14日～6月 10日 | 応募届出書の提出 *7団体から応募 |
| 6月 19日～6月 30日 | 指定管理者指定申請書及び提案書等の受付 *6団体から申請 |
| 7月 12日 | 選定委員会（第2回） ・選定委員会（第1回）議事録の承認 ・書類審査により公開ヒアリング対象者を決定 ・公開ヒアリングの手順等について検討 |

| | |
|-------|--|
| 7月19日 | 公開ヒアリング（プレゼンテーション） 選定委員会（第3回） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・公開ヒアリング等を踏まえた総合審査（書類審査再評価） ・指定管理候補者の順位決定 ・総評、講評及び答申案の検討 |

5 選定委員

| 役職 | 氏名 | 職業等 | 区分 |
|------|-------|-----------------|------------|
| 委員長 | 永山恵一 | (株)政策技術研究所代表取締役 | 文化芸術政策の識見者 |
| 副委員長 | 田中肇 | 逗子市文化協会会長 | 利用者・利用団体代表 |
| | 伊藤由貴子 | 神奈川県立音楽堂館長 | ホール運営の識見者 |
| | 平田由紀子 | 税理士（ひらた税理士事務所） | 財務関係の識見者 |

6 評価項目と配点

| 項目 | | 配点 |
|---------------------------------|---|----|
| 1 逗子文化プラザホールの運営上の基本方針 | | 10 |
| 2 逗子文化プラザホールの自主文化事業への取組み | 逗子文化プラザホールの自主文化事業を行っていく上での方針 | 25 |
| | 自主文化事業計画案 | |
| 3 逗子文化プラザホールの運営業務への取組み | 逗子文化プラザホールの運営を行っていく上での方針 | 30 |
| | 利用料金制を前提とした料金設定の方針 割引制度などの提案と基本的な考え方 | |
| | 運営体制 | |
| | その他利用者サービス等 | |
| 4 広報活動への取組み | | 5 |
| 5 逗子文化プラザ及び逗子文化プラザホールの管理業務への取組み | 管理業務を行っていく上で基本的な方針 | 20 |
| | 施設の安全管理に対する考え方とその取組み | |
| | コンプライアンス、個人情報保護についての考え方とその取組み | |
| | 業務実施体制について | |
| 6 市民協働への取組み | 市民企画事業に対する考え方とその取組み | 15 |
| | 市民ボランティアに対する考え方とその取組み | |
| | その他市民協働に対する提案 | |
| 7 目標設定と自己評価の考え方 | 目標設定 自己評価の考え方とその取組み | 10 |

| | | |
|-------------|-------------------------------|-----|
| 8 収支予算書及び実績 | 収支に関する基本的な考え方 | 20 |
| | 指定管理期間中の収支予算書（4ヵ年分及び指定管理期間合計） | |
| | 指定管理者業務の実績 | |
| 9 自由提案 | | 15 |
| 合 計 | | 150 |

留意点

- ア 総得点(全委員の合計点)が6割に満たない場合は、落選とする。
- イ 課題の2, 3及び5の各項目において得点が4割に満たない場合は、落選とする。
- ウ 項目9以外の採点は、3点を基準とする。

(以上)